

使用開始日 2014年5月1日

追加型投信／海外／債券



投資信託説明書(交付目論見書)

2014.5.1

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 国際投信投資顧問株式会社

ファンドの運用の指図を行う者

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

フリーダイヤル 0120-759311

(受付時間／営業日の9:00～17:00)

ホームページ <http://www.kokusai-am.co.jp>

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管および管理を行う者

- ・当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

国際投信投資顧問

エマージング・ソブリン
オープン(毎月決算型)為替ヘッジ
あり

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本投資信託説明書(交付目論見書)により行う「エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年11月5日に関東財務局長に提出しており、平成25年11月6日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者の請求により販売会社から交付されます。
請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。

委託会社の情報

委託会社名 国際投信投資顧問株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

設立年月日 1983年3月1日(昭和58年3月1日)

資本金 26億8千万円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 3兆4,371億円

(2014年2月末現在)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)より確認してください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 エマージング・カントリー（新興国）のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

◆ 新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

新興国の現地（自国）通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー（新興国）】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】

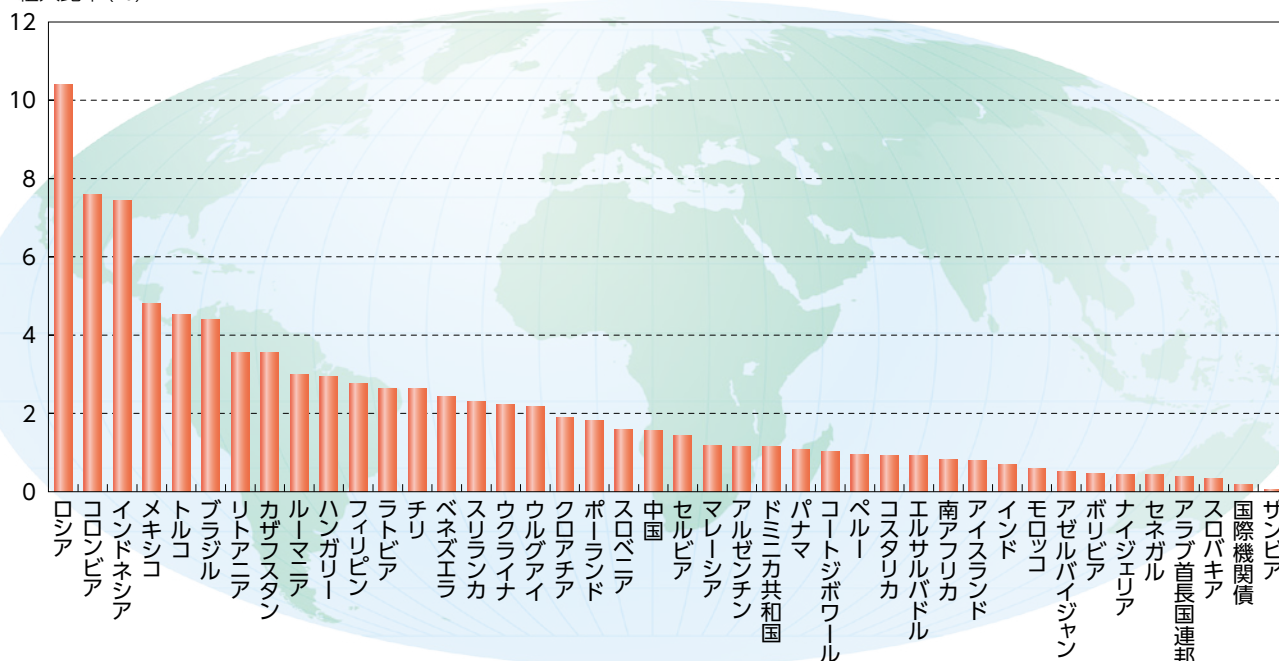
各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

現在の投資先（2014年2月28日現在）

組入比率（%）



※上記は、2014年2月28日現在のものです。最新の運用状況は委託会社のホームページにてご確認ください。

※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した 利子収入に加え、値上がり利益の獲得を目指します。

◆ 新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

【格付け】

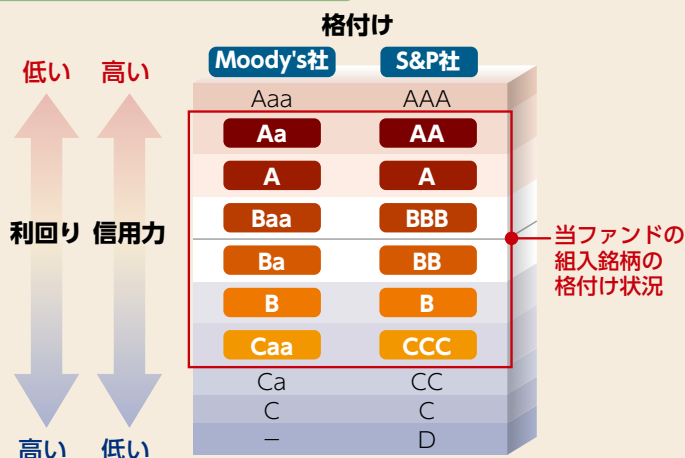
債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

【デフォルト】

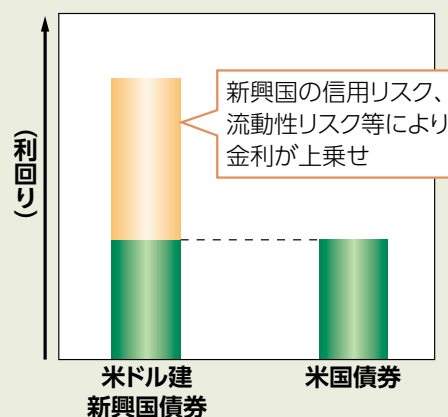
投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

格付けと信用力のイメージ



- ・格付けは外貨建長期債務格付けです。
- ・組入銘柄の格付け状況は2014年2月28日現在のものであり、将来変更する可能性があります。
- ・当ファンドは無格付けの債券に投資することもあります。

米ドル建新興国債券の 利回りイメージ図



◆ JPMorgan EMBI Global Diversified (円ヘッジあり・円ベース)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることが保証するものではありません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの 低減をはかります。

◆ 為替ヘッジは、委託会社が行います。

◆ 投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。(この場合においても、当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。)

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の 権限の一部を委託します。

◆ ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

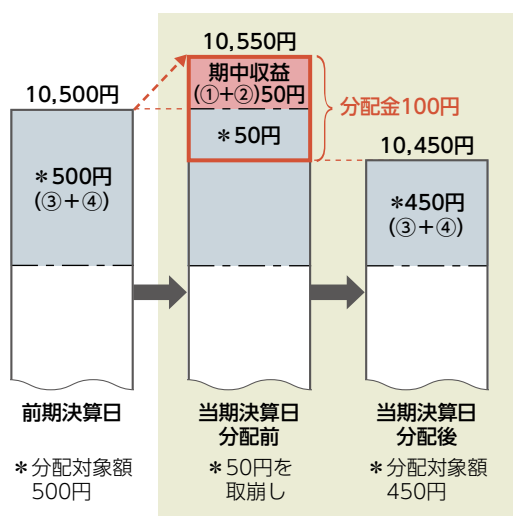


◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

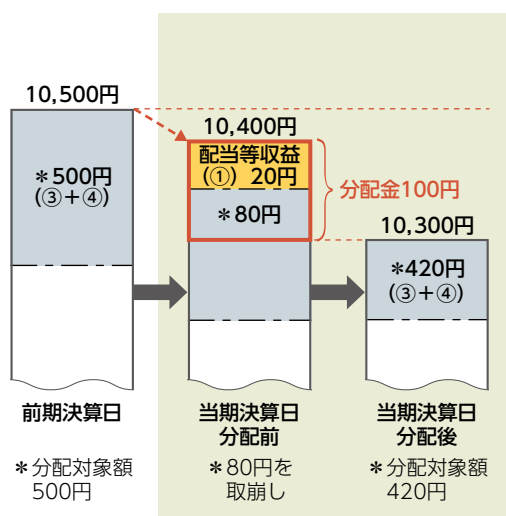
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合(イメージ)



前期決算日から基準価額が下落した場合(イメージ)



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

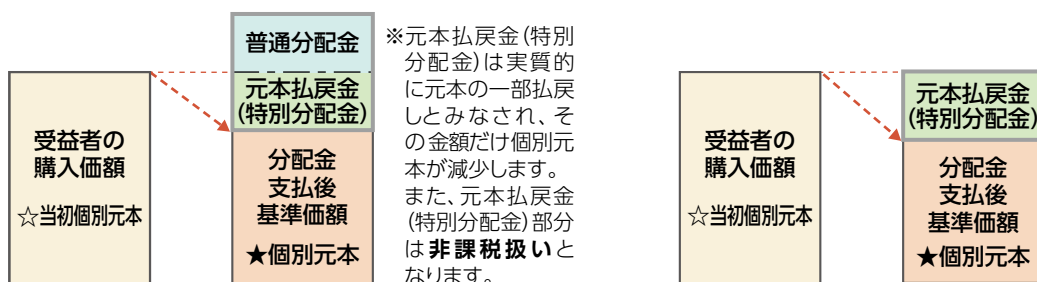
期中収益に該当する部分: ①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
期中収益に該当しない部分: ③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



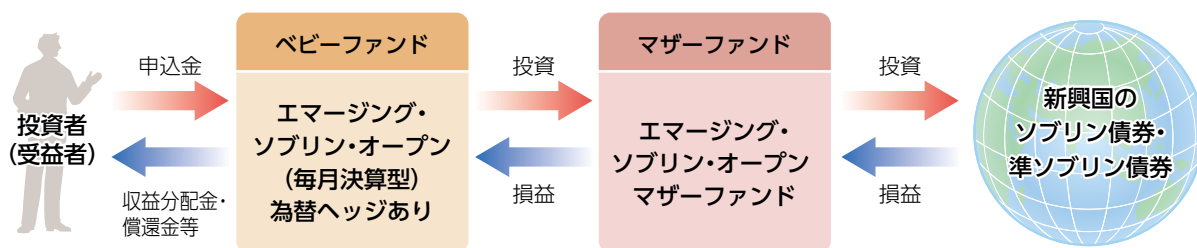
普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
新興国単一国への投資	新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ユーロ建資産への投資	ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への投資	新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

JPMorgan EMBI Global DiversifiedはJPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLCが公表する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

同インデックスはエマージング・カントリーの国債を中心とした債券の投資総合収益を指数化したものです。

ベンチマークは米ドル建の同インデックスをもとに国際投信投資顧問が対顧客先物相場の仲値と対顧客電信売買相場の仲値により計算したヘッジコストを考慮して算出したうえ指数化したもので、JPMorgan Chase & Co.はベンチマークに関し一切の責任を負いません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

主な変動要因は以下の通りです。

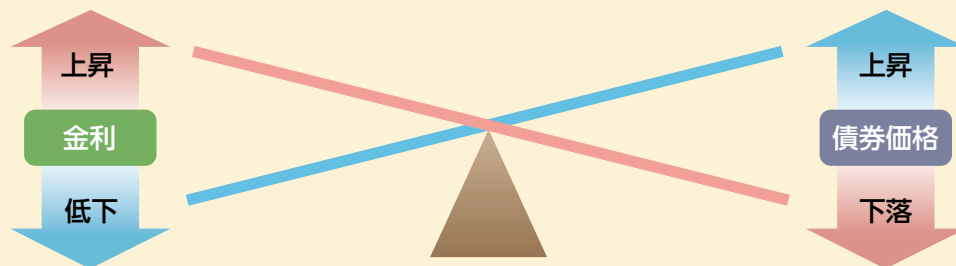
金利変動 リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

金利変動による
債券価格の変動
イメージ



信用リスク (デフォルト・ リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・ リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- ・先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。



投資リスク

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

為替変動 リスク

当ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資していますので（ただし、これらに限定されるものではありません。）、為替変動リスクが生じます。これら外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストが発生する場合があります。円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。また、定期的に行われるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しております。



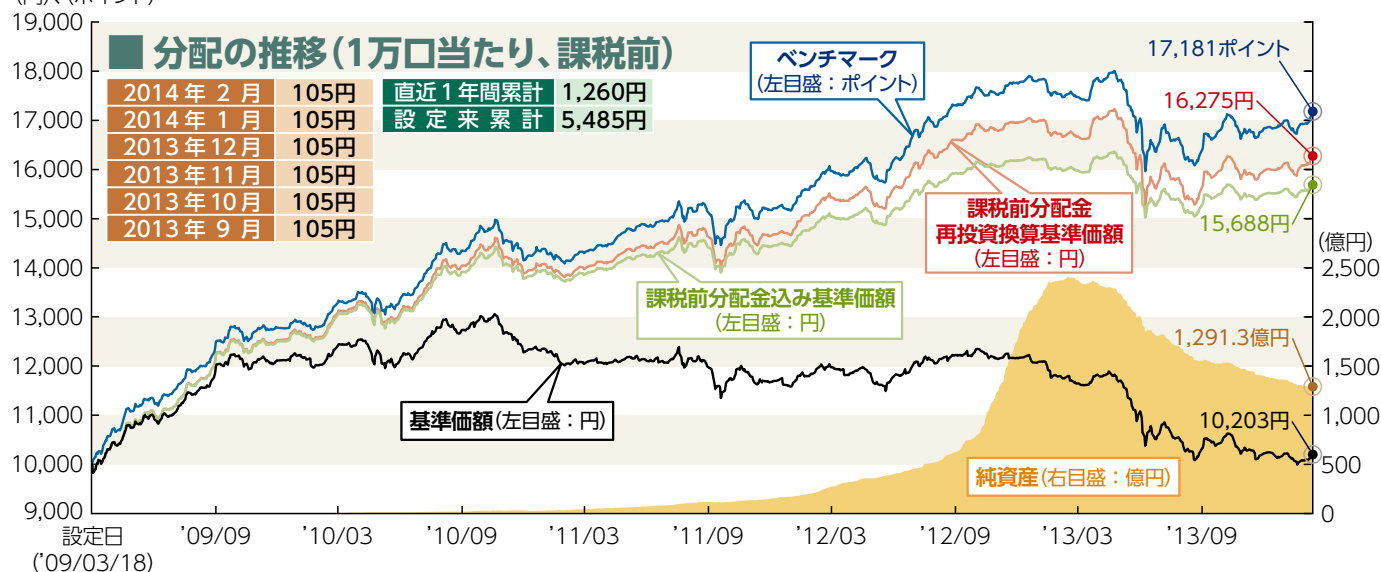
運用実績

(最新の運用実績は委託会社のホームページにて
ご確認ください。)

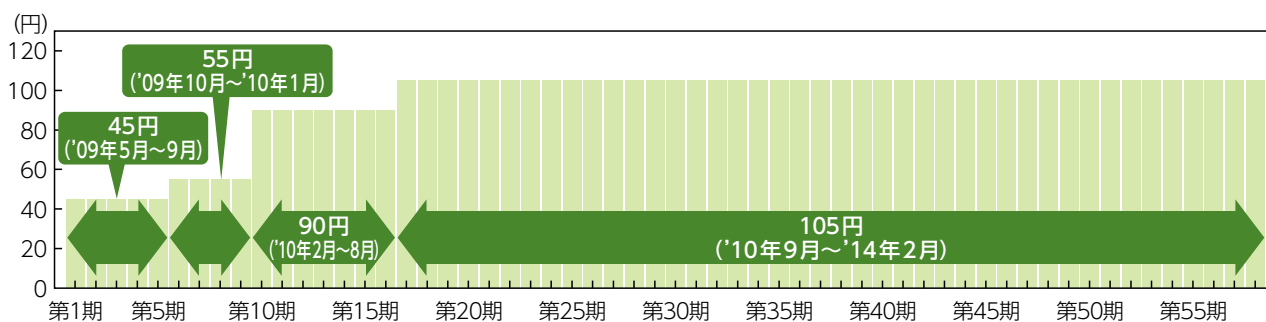
2014年2月28日現在

基準価額・純資産の推移

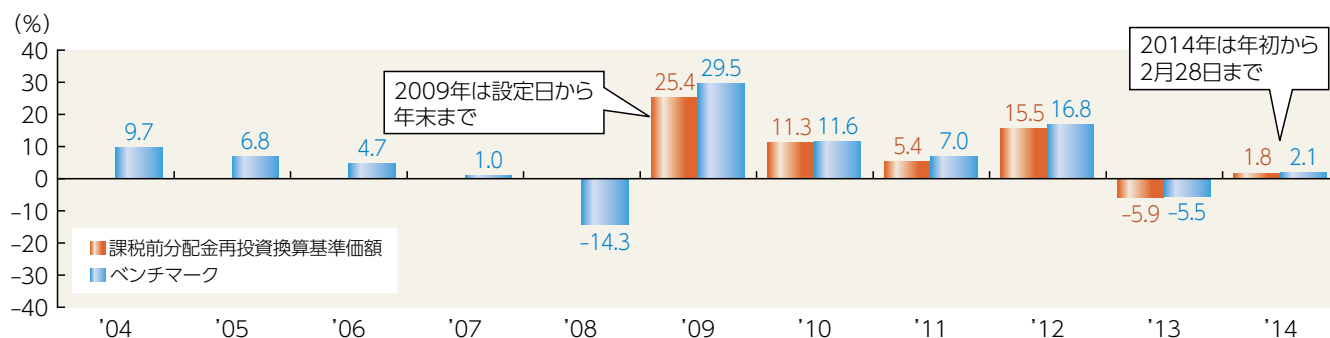
(円)・(ポイント)



設定来の分配の推移(1万口当たり、課税前)



年間収益率の推移(暦年ベース) ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



注記事項

- 当ファンドはJPMorgan EMBI Global Diversified (円ヘッジあり・円ベース) をベンチマークとします。
- ベンチマークは、米ドル建のJPMorgan EMBI Global Diversified (出所:Bloomberg) をもとに国際投信投資顧問が対顧客先物相場の仲値と対顧客電信売買相場の仲値により計算したヘッジコストを考慮して算出したうえ設定時を10,000ポイントとして指数化したもので、JPMorgan Chase & Co.はベンチマークに関し一切の責任を負いません。なお、ベンチマークは基準日前営業日の同インデックスの指数値を、為替は基準日の三菱東京UFJ銀行の対顧客先物相場の仲値と対顧客電信売買相場の仲値を、それぞれ用いて計算しています。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。
- 課税前分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の課税前分配金累計を加算したものです。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。



運用実績 (最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください)

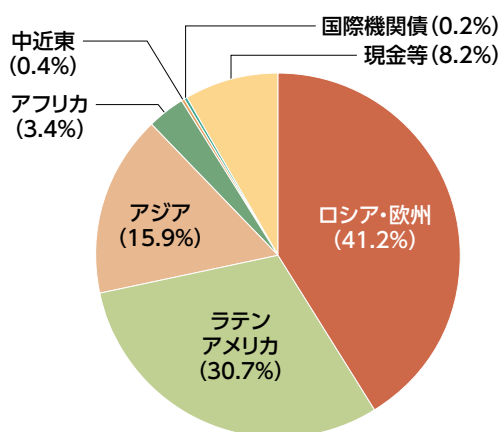
2014年2月28日現在

■ 主要な資産の状況

● 主要な組入銘柄(評価額上位)

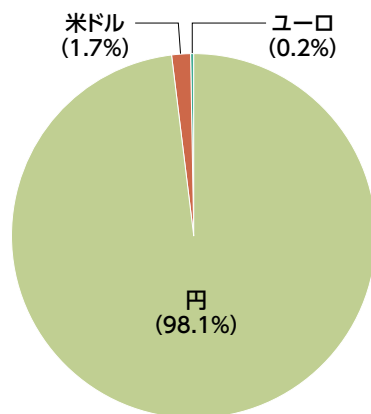
国/地域	種類	銘柄名	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1 ロシア	国債証券	RUSSIA	米ドル	7.500	2030年3月31日	3.6
2 ロシア	国債証券	RUSSIA	米ドル	4.875	2023年9月16日	2.4
3 メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS	米ドル	5.550	2045年1月21日	2.0
4 コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP	米ドル	7.375	2037年9月18日	1.7
5 ブラジル	特殊債券	BRAZIL MINAS SPE	米ドル	5.333	2028年2月15日	1.4
6 リトアニア	国債証券	LITHUANIA REP	米ドル	6.125	2021年3月 9日	1.4
7 ポーランド	国債証券	REP OF POLAND	米ドル	5.000	2022年3月23日	1.3
8 インドネシア	国債証券	INDONESIA REP	米ドル	6.750	2044年1月15日	1.2
9 コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP	米ドル	7.375	2019年3月18日	1.2
10 トルコ	国債証券	TURKEY REPUBLIC	米ドル	7.375	2025年2月 5日	1.2

● 地域別組入比率

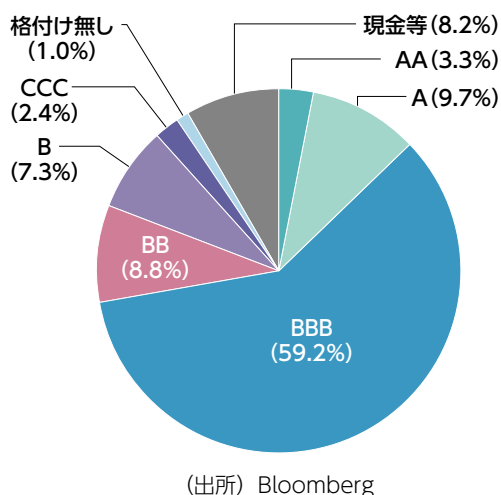


● 通貨別組入比率

(為替取引考慮後)



● 格付け別組入比率



● ポートフォリオの特性値

当ファンド			ベンチマーク
平均終利*1	平均直利*2	デュレーション*3	デュレーション
4.8%	5.5%	5.9	6.7

(出所) Bloomberg

*1【平均終利(複利最終利回り)】 償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。

*2【平均直利(直接利回り)】 利子収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。

*3【デュレーション】 「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。

例えば、デュレーションの値が「5」の債券は、金利が1%上昇(低下)すると債券価格がおおよそ5%下落(上昇)します。(他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。)

一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。なお、上記当ファンドのデュレーションは、当ファンドが実質的に保有する各債券のデュレーションを加重平均したものです。

注記事項

- 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- 格付けはMoody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。
- 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位
	購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

 換金時	換金単位	販売会社が定める単位
	換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額 * 換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額とします。
	換金代金	原則として、換金受付日から起算して6営業日目から、販売会社にてお支払いします。

 申込について	申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	平成25年11月6日から平成26年11月4日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。

 その他	信託期間	平成35年8月5日まで(平成21年3月18日設定)
	繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
	決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。
	信託金の限度額	4,000億円
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月ごと(毎年2月および8月の決算日を基準とします。)および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ販売会社にお申出いただいたご住所にお届けします。
	課税関係	課税上の取扱いは株式投資信託となります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、**上限3.24% (税込) (上限3.00% (税抜))**がかかります。
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)

信託財産留保額 換金受付日の翌営業日の基準価額に**0.5%**をかけた額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、**年率1.6956% (税込) (年率1.5700% (税抜))**をかけた額とします。
各支払先への配分(税抜)は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
0.9000%	0.6000%	0.0700%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

●運用指図権限の委託先への報酬

委託会社が受取る運用管理費用からそのつど支払うものとし、その計算方法は以下の通りとします。

【計算方法】

当ファンドの日々の純資産総額に対して、以下の各ファンドの純資産総額を合算した額に応じて段階的に定められた年率(上限0.55%)に応じて求めた年率をかけた額とします。なお、合算の対象となるファンドは、今後、追加される場合があります。

エマーシング・ソブリン・オープン(毎月決算型)	エマーシング・ソブリン・オープン(1年決算型)
エマーシング・ソブリン・オープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり	エマーシング・ソブリン・ファンド
エマーシング・ソブリン・オープン(資産成長型)	エマーシング・ソブリン・オープン(資産成長型) 為替ヘッジあり
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)*	グローバル財産3分法ファンド(1年決算型)*

*エマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券部分にかかる純資産総額に限りま。

その他の費用・手数料

監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。
監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.00432% (税込) (年率0.00400% (税抜))以内をかけた額とします。
※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、平成26年2月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。